

業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2024年4月3日

電力広域的運営推進機関

- 国の審議会の議論などに適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
 1. 翌々日計画の細分化（48点化）に伴う規定の変更（送配電等業務指針）
 - 翌々日断面における48点での計画の提出及び広域予備率の算出・公表に関する変更
 - 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
 2. 系統アクセス業務の一部見直しに伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - 系統アクセス業務のうち事前相談及び接続検討の要否確認の受付業務の見直しに関する変更
 - 2024年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 翌々日計画の細分化（48点化）に伴う規定の変更（送配電等業務指針）
 - 翌々日断面における48点での計画の提出及び広域予備率の算出・公表に関する変更

需給ひっ迫に関する情報発信などの重要性の高まりから、2024年4月から電気事業者等から提出される翌々日計画（※1）に基づき、本機関は翌々日の広域予備率（※2）を算出し、公表している。

- ※1 電気事業者等は、これまでの週間、翌日、当日計画に加え、2024年4月から、本機関が指定する2点（最大需要時／最小予備率時）の週間計画を必要に応じて更新する形で翌々日計画を提出。
- ※2 週間から翌日計画が8%未満となった場合に「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を発出。容量確保契約を締結した事業者に対して、翌日計画公表前に広域予備率が8%未満となった場合、バランス停止機の起動（準備）や揚水発電機においては上池へのポンプアップを行い、小売電気事業者との契約による電気の供給又は卸電力市場・需給調整市場に応札する準備を促すことが目的。



2025年4月からは、翌々日の広域予備率を翌日・当日の計画断面と同じく48点で算出し、公表することが国の審議会（※3）にて整理されている。

- ※3 第64回 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日）



これに対応するため、必要なルール整備を行う。

[変更内容]

- 電気事業者等は、48点の翌々日計画（※）を提出する旨、規定。

※ 「需要調達計画等」、「発電販売計画等」、「需要抑制計画等」、「供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画」

- 本機関は、48点の翌々日断面の広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨、規定。

【送配電等業務指針第138条～第141条】<変更>

第64回 電力・ガス基本政策小委員会 (2023年8月8日) 資料3から抜粋

【参考】予備率算定のタイミングについて

※電力広域的運営推進機関 (以下、広域機関)

<現在 (2023年度)>

提出する計画	週間計画 (翌週・翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎週木曜日	-	毎日17時30分頃	毎ゲートクローズ
計画点数	日別の広域機関が指定した時刻 ^(注1) の2点	電力需給が厳しい時のみ各一送が試算 ^(注2)	翌日の48点	当日の48点

<2024年度>

提出する計画	週間計画 (翌週・翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎週木曜日	毎日17時30分頃	毎日17時30分頃	毎ゲートクローズ
計画点数	日別の広域機関が指定した時刻 ^(注1) の2点 ※週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。 ^(注3)	日別の広域機関が指定した時刻 ^(注1) の2点	翌日の48点	当日の48点

<2025年度>

提出する計画	週間計画 (翌週・翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎週木曜日	毎日17時30分頃	毎日17時30分頃	毎ゲートクローズ
計画点数	日別の広域機関が指定した時刻 ^(注1) の2点	48点 (kWh)	翌日の48点	当日の48点

注1：月ごとに広域機関が指定する時刻
 注2：準備情報発出の際に48点を試算するが公表は実施していない
 注3：見直しの結果各計画値に変更がない場合は更新は行わない

今回の整理事項
周知名称

18

- 本対応の目的は、広域予備率の改善であり、容量確保契約の契約事業者に向けた周知である。
- また、需給計画は、週間～翌日・当日計画に向けて精緻化されていくこととなり、それも踏まえ容量提供のアセスメント対象は翌日計画以降の48点化したデータにおいて広域予備率8%未満となったコマを対象としている。
- このような観点を踏まえ、周知名称は以下のとおりとしたい。
 - 週間～翌日計画公表前に、広域予備率8%未満となった場合を、『**広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知**』
 - 翌日計画公表以降に、広域予備率8%未満となった場合は、『**広域予備率低下に伴う供給力提供通知**』

周知名称	判定時期・予備率	目的
広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知	【判定時期】 ・週間～翌日計画公表前 【広域予備率】 ・予備率で8%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・バランス停止機の起動(準備)を促すこと ・揚水発電機において上池へのポンプアップを促すこと ・小売電気事業者との契約による電気の供給、若しくは、卸電力市場・需給調整市場への応札を促すこと
広域予備率低下に伴う供給力提供通知	【判定時期】 ・翌日計画公表以降 【広域予備率】 ・予備率が8%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場におけるリクワイアメントが「平常時」から「需給ひっ迫のおそれがあるとき」に切り替わったことを周知すること ・稼働可能な計画となっている電源等について、バランス停止機においては起動(準備)、揚水発電機においては上池へのポンプアップを行うことで、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、卸電力市場・需給調整市場に応札すること

2. 系統アクセス業務の一部見直しに伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 系統アクセス業務のうち事前相談及び接続検討の要否確認の受付業務の見直しに関する変更

本機関は、系統アクセス業務に関して最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、任意で「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込み（※1）を受け付け、一般送配電事業者等の検討結果の妥当性や差別的な扱いがないことを確認している。

※1 申込先として、一般送配電事業者等又は本機関のいずれかを選択可能。ただし、申込先となる一般送配電事業者等が同一の法人又は親子法人等である事業者の案件は、本機関への申込みが必要。



一般送配電事業者等の「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の回答においては、適切な運用が定着し、近時は差別的な扱いなどの問題が発生していないことに加え、本機関及び一般送配電事業者等が公表している系統情報から連系の検討に必要な情報を事業者自ら参照できるようになっているなど、本機関が申込みを受け付ける形で一般送配電事業者等の検討結果の妥当性を確認する必要性は低下している（※2）。一方、ノンファーム型接続など、新たな系統接続・利用ルールの確実な運用の定着を図るため、本機関が系統混雑時の再エネ出力制御などについて、事後的に検証することとされるなど、新たな役割も増加している。これらを踏まえ、本機関が新たな役割を着実に実行する体制を整備するため、「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務（※3）について、一般送配電事業者等に集約することが国の審議会（※4）で整理された。

※2 「接続検討」については、アクセス線の工事費など、事業者が事業性判断を行う上で重要な回答が含まれていることから、引き続き、本機関での任意の受け付けを継続。

※3 なお、一般送配電事業者等からの「事前相談」、「接続検討の要否確認」又は「接続検討」の回答に対して疑義がある場合に、セカンドオピニオンとして本機関にその妥当性などの確認を求めることは引き続き可能。

※4 第50回 系統ワーキンググループ（2024年3月11日）。



これら整理事項に基づき系統アクセス業務に関する規定の見直しを行う。

[変更内容]

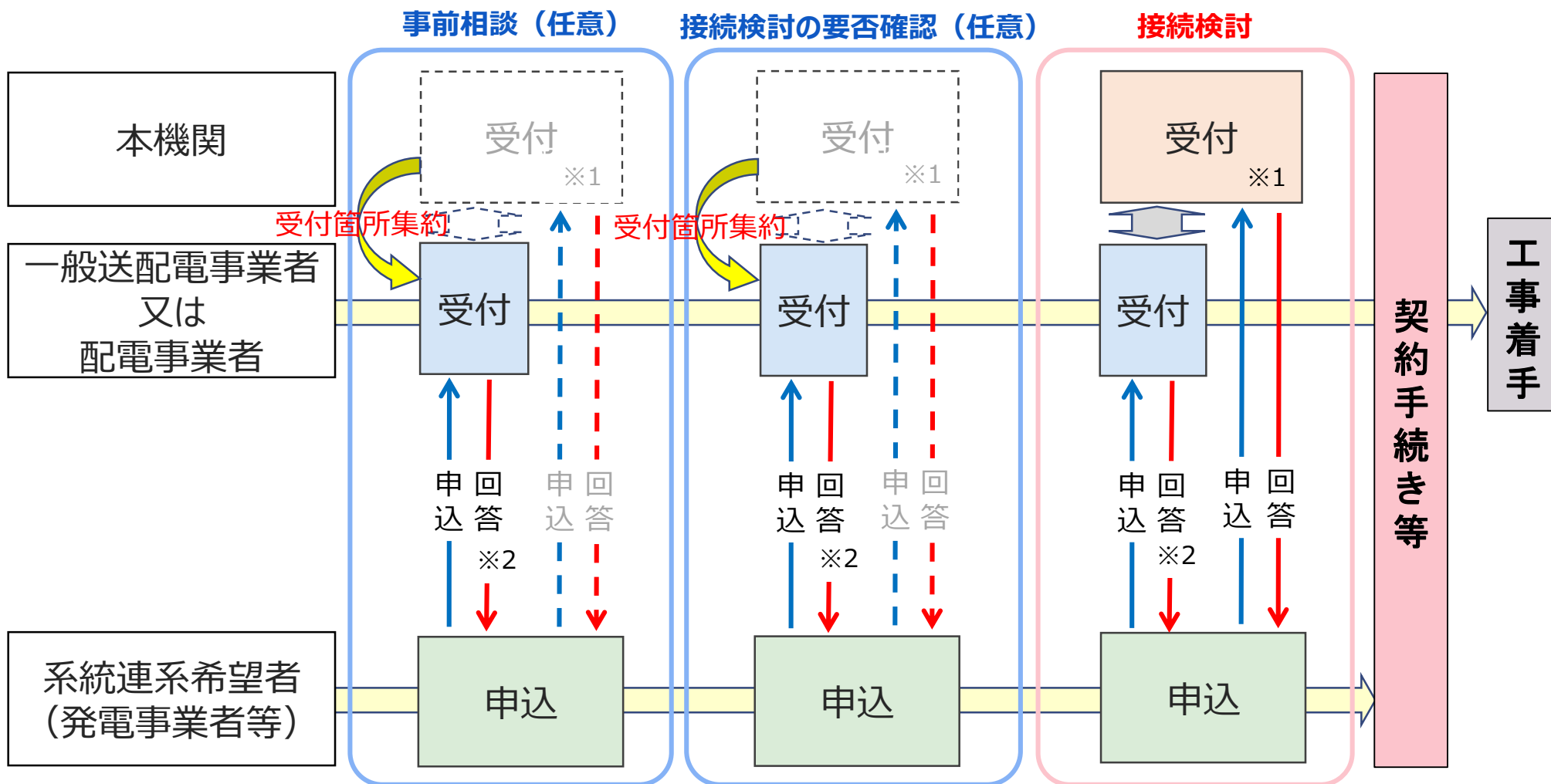
- 特定連系希望者（※1）から本機関への「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の申込みの受け付けに係る規定の削除（※2）。
 - ※1 最大受電電力の合計値が1万kW以上の発電設備等の連系を希望する事業者。
 - ※2 「接続検討」については、引き続き、本機関も受け付ける。
- 本機関が特定連系希望者の求めに応じて、一般送配電事業者及び配電事業者からの「接続検討の要否確認」に関する回答結果の妥当性を確認する（セカンドオピニオン）ことを明記（※3）。
 - ※3 本機関が特定連系希望者の求めに応じて「事前相談」又は「接続検討」に関する回答結果の妥当性などを確認する（セカンドオピニオン）ことは規定済。
- その他記載の適正化（趣旨が同様の規定の平仄合わせ、字句修正等）。

【業務規程第67条～第68条の2、第71条、第75条、第89条、第96条の5、第98条、第99条】<変更>

【業務規程第69条、第70条、第74条】<削除>

【送配電等業務指針第71条、第74条、第79条～第81条、第84条、第88条、第89条、第92条、第95条、第103条、第111条～第117条、第120条の2、第120条の4、第121条の2、第122条の2、第122条の3、第122条の6、第122条の8、第122条の10、第123条の2、第123条の3、第131条の6、第131条の12、第131条の16、第131条の22、第131条の24、第137条】<変更>

【送配電等業務指針第110条】<削除>



※1 最大受電電力が1万kW以上の発電設備等は本機関へ申込みができる。申込先となる一般送配電事業者又は配電事業者が同一の法人又は親子法人等である場合は、本機関への申込みが必要。

※2 最大受電電力が1万kW以上の発電設備等については、一般送配電事業者又は配電事業者からの「事前相談」、「接続検討の要否確認」又は「接続検討」の回答に対して疑義がある場合、セカンドオピニオンとして本機関にその妥当性などの確認を求めることが可能。

系統利用の高度化を踏まえた電力広域的運営推進機関が行う系統アクセス業務の一部見直しについて (報告)

- 電力広域機関では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受付け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 他方、日本版コネクト&マネージの取組等により、新たな系統接続・利用ルールが定められているところ、これらのルールが確実に運用していくことが重要である。
- その一環として、例えば系統制約による再エネ出力制御時には、予め決められた一定の順序に基づき、一般送配電事業者によって適切に出力制御されたかを電力広域機関が事後的に確認することとした。
- このように電力広域機関の役割が変化している中で、第74回広域系統整備委(2024年2月5日)において提起された通り、電力広域機関が行う系統アクセス業務フローの一部(「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務)を見直し、新たな役割を着実に実行する体制を整えることとする。

系統アクセス業務フローの一部見直し

11

- 前述のとおり、系統アクセス業務のうち、「事前相談」及び「接続検討の要否確認」については、本機関での受付を行う必要性は低いことから、一般送配電事業者の受付に集約することとしてはどうか。
- なお、事業者が、一般送配電事業者の回答に対して疑問や相談等がある場合には、本機関にセカンドオピニオンとして妥当性等の確認を求めることも可能である。
これにより、引き続き事業者間の公平性や内容の妥当性を確保していくこととしてはどうか。
- これらの系統アクセス業務フローの一部を見直し、本機関においては、系統利用の高度化（コネクト&マネージ等）に伴う新たな系統利用ルールの定着、適正な運用に係る優先度の高い業務に注力していくこととしたい。
- なお、今回の見直しについては、本日のご議論を踏まえた上で、国と連携して調整を行う。